平成２２年（フ）第１号
千葉県旭市櫻井90番地　萬歳住宅３棟１号
債務者　小野　明美
1　決定年月日時　平成22年２月９日午前11時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２１年（フ）第３８２０号
名古屋市守山区小幡南１丁目24番17号　シティファミリー小幡駅前603号
債務者　長谷川由美
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１５号
愛知県春日井市勝川新町２丁目13番地　福住荘７号
債務者　渡辺　正伸
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３０号
愛知県春日井市高森台９丁目１番地　109号棟302号室
債務者　北村　泰広
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９９号
名古屋市北区西味鋺５丁目527番地の３
債務者　岸本兵治郎
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１１９号
名古屋市北区長喜町３丁目21番地の１　宝マンション東志賀903号、住民票上の住所名古屋市北区天道町５丁目１番地　県営辻町住宅４街区２棟502号
債務者　近藤　景子
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１４１号
愛知県東海市名和町口前後31番地　アンプルールリーブルＺＥＮ103
債務者　安井　伸史
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１８２号
愛知県知多郡美浜町大字河和字西谷42番地　セレナードＦ102号
債務者　齋藤　昌光
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１８号
愛知県一宮市浅井町小日比野字大ケ島866番地39
債務者　石氷　勇一
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第１９号
愛知県一宮市浅井町小日比野字大ケ島866番地39
債務者　石氷　静子
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第４号
岡山県倉敷市福田町古新田810番地４　エルデム定金２―203
債務者　大月　　一
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第１６号
岡山県井原市井原町428番地２
債務者　三原　初美
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第１９号
岡山県倉敷市連島町鶴新田2555番地　仁科２
債務者　森高　利恵
1　決定年月日時　平成22年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第３４号
岡山県都窪郡早島町早島4005番地５
債務者　太田　和惠
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第４６号
岡山県倉敷市連島町西之浦5708番地
債務者　大野　益司
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第２号
岩手県花巻市西宮野目第７地割167番地
債務者　阿部　隆男
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第４２号
盛岡市茶畑１丁目９番18号　茶畑ハイツ内
債務者　藤村　和子
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
盛岡地方裁判所第２民事部